

PFSAアクションプラン			令和5年度		
令和5～7年度に達成すべきKPI			累計		※民間の有識者として、以下4名の実務家から意見を聴取（R5年度） 一般財団法人社会変革推進財団 専務理事 青柳光昌 氏 同 インパクト・エコノミー・ラボ副所長 戸田 満 氏 ケイスリー株式会社 代表取締役 幸地正樹 氏 関西大学教授 馬場英朗 氏
PFS事業件数 新たに90件	R5：44件（達成率47.8%）	 <p>国内事業数（累計）</p> <p>273件</p> <p>医療・健康 97件 (35%)</p> <p>介護 112件 (41%)</p> <p>子育て 31件 (11%)</p> <p>その他 10件 (4%)</p> <p>児童虐待防止 18件 (7%)</p> <p>再犯防止 5件 (2%)</p> <p>重点分野(214件)</p> <p>①医療・健康 14件 ②介護 11件 ③子育て 7件 ④児童虐待防止 5件</p>			
重点分野の団体数 新たに60団体	R5：11団体（達成率18.3%）				
先導的なPFS事業を 組成	R5：1件が開始（脱炭素・省エネ促進事業～名古屋市）				
番号	項目		記載	R5取組状況	R6取組予定
3(1) 分野横断的 に取り組む 事項	ア 共通のガイド ラインの作成	▶本アクションプランの内容、これまでに蓄積されたPFS事業のレビュー、地方公共団体、民間事業者、外部有識者、海外の最新知見を踏まえ、現行の共通のガイドラインをアップデートする。（内閣府、関係省庁）	【内閣府】共通のガイドラインを改訂した（令和6年2月に公表予定）。	【内閣府】共通のガイドラインの改訂内容について、相談対応、セミナー、勉強会を通じて周知する。	民間有識者からの意見 ガイドライン改訂に関連して、PFSの事例や指標の蓄積を、PFSだけに留めておくのはもったいない。他の施策にも展開することが有効。
		▶PFS事業の実施や評価において必要となるデータの活用に関し、実務において生じる留意点や対処の考え方をとりまとめ、共通のガイドラインに盛り込む。（内閣府）	【内閣府】共通のガイドラインの改訂内容において、案件形成の各ステップに取り入れた。	【内閣府】（再掲）共通のガイドラインの改訂内容について、相談対応、セミナー、勉強会を通じて周知する。	
	イ PFSを活用 する地方公共団体 等に向けた支援	▶地方公共団体におけるPFS活用の実現に向けて、初期の導入可能性の検討に係る現状・課題の分析から、具体的な案件形成の過程を支援する。また、その際の検討事項や過程等を取りまとめ、その結果をさらなるPFSの普及促進に活用できるように発信する。（内閣府）	【内閣府】女性活躍PFS事業を検討する1団体の案件形成支援を実施した。年度中に報告書を作成し、令和6年度早期に公表する予定である。 【国土交通省】まちづくりPFS事業を検討する1団体の案件形成支援を実施した。まちづくり分野へのPFSの導入にかかる手引きを改定し、年度内に公表する予定である。	【内閣府】より本質的、本格的なPFSのモデル事業形成のため、複数年度の案件形成支援事業を実施する。 【国土交通省】まちづくり分野へのPFSの導入にかかる手引きの周知等を通じて、まちづくり分野におけるPFSの普及を促進する。	複数年度の案件形成支援は、意義がある。まちづくり分野や、インフラ関係など、規模も大きい領域について、積極的に案件形成を支援するのがよいのではないか。
		▶案件形成の過程にある地方公共団体に対し、PFS案件組成に必要な成果評価や行政実務の専門家を派遣する制度を整備する。（内閣府）	【内閣府】9月に専門家派遣制度を開始し、行政実務専門家2名、民間専門家1名を登録した。年度中、1市に対して民間専門家を派遣した。	【内閣府】専門家のリストを充実させ、さらに効果的な専門家派遣を実施する。	専門家派遣の実績が思ったより少ない。案件形成の公募不採択の団体や、アンケート実施した団体などにアプローチして活用を促進していくべき。 どのような人を登録するかが重要。公会計分野のアドバイザーについては、総務省のリストがある。広い形で、携わった人達を登録することも検討したら広がりも出るのではないか。2段階（専門家と経験者）の登録とし、例えば近い自治体の経験者から情報交換できる仕組みになると、活用しやすい。
		▶PFS事業に活用可能な支援制度等の情報を集約し、地方公共団体や民間事業者等に提供する。（内閣府、関係省庁）	【内閣府】ポータルサイトで利用可能な支援を掲示するとともに、全国自治体及び情報提供を希望する民間事業者等に情報提供した。	【内閣府】引き続き利用可能な支援制度の情報を提供する。	ニーズリストについては、行政民間で進めていくのは難しいが、うまく機能すれば良い仕組みである。

番号	項目	記載	R5取組状況	R6取組予定	民間有識者からの意見
	ウ エビデンス種類の充実	▶ 国の支援制度を活用してPFS事業を実施する地方公共団体等に対し、事業組成に係るエビデンスの活用、事業実施を通じたエビデンスの創出に資するため、成果評価の支援を実施する。(内閣府)	【内閣府】令和5年度開始の4件を含め、全10件のPFS交付金対象事業について、コンサル委託事業による成果評価支援を実施した。	【内閣府】引き続きPFS交付金対象事業について、成果評価支援を実施する。令和6年度は新たに4～5件の採択を予定している。また、終了した交付金対象事業の事後評価の結果や、他の終了済PFS事業の調査結果を報告書にまとめ公表する。	交付金事業の成果評価支援には、大きな予算をつけているが、評価したうえで、ノウハウがどのように共有されるかわかりにくい。EBPMに活用できるものであり、アウトカムリスト等と紐づけて活用できると良い。
		▶ 国が実施する実証事業、過去の支援事業で活用、創出したデータ・エビデンスをとりまとめ、定期的に発信する。(内閣府、関係省庁)	【内閣府】実際の事業で活用された実証研究の結果を取りまとめたアウトカムリストを公表した(6月)。	【内閣府】引き続きアウトカムリストについて、新たな事業で活用されたエビデンスを追加する。案件形成の相談において、既存のエビデンスの内容や活用の仕方について助言する(必要な場合は専門家派遣制度も合わせて活用する)。	PFSに限らず、個々のエビデンス関係の情報を国が取りまとめて可視化していくことが重要。 アウトカムリストは良い取組。データ、エビデンスの共有するところから、次のステージとして、現場が判断して活用できるようにしていくことが重要。エビデンスの質や、再現性の高さなど、基準を伝えるのも良い。
		▶ PFS案件形成を行う地方公共団体等からの個別の要望に応じ、国が既存のエビデンスを検索し、共有する体制を構築する。(内閣府、関係省庁)	【全庁庁】関係府省庁連絡会議において、エビデンス照会制度を決定し、自治体等からの照会受付を開始した(9月)。1月末時点で照会は0件。	【内閣府】引き続きエビデンス照会制度を運用する。	PFSに限らず、個々のエビデンス関係の情報を国が取りまとめて可視化していくことが重要。
		▶ 精度の高いエビデンス創出につながるPFS事業を実施する地方公共団体に対し、支援を優先的に講じる。(内閣府)	【内閣府】交付金、案件形成支援等の採択に当たり、RCT等の精度の高い評価を行う事業を採択した。	【内閣府】引き続き、エビデンス創出につながる事業を優先的に支援する。	レベルが高いエビデンスが生まれる取組にインセンティブを付与するのよ。補助率や補助額を大きくするなど。海外の事例も参考になる。
	エ PFSの普及啓発	▶ PFSのポータルサイトを通じて、国内外の先進的な事例等の情報を提供する。(内閣府)	【内閣府】PFS交付金の支援対象事業等の情報を事例集として追加した。	【内閣府】引き続き、他自治体の参考となるPFS事業について調査し、事例集として追加する。	
		▶ 地方公共団体等を対象としたセミナー等を開催するほか、関係省庁が開催する各種会議等を活用して、PFSについての理解促進を進め、その活用を働きかける。(内閣府、関係省庁)	【内閣府、関係省庁】首長セミナー(186名参加、11月)、実務者セミナー(2月)を実施した。 【総務省】地方公共団体を対象とした各種会議(※)を活用して、PFSについての理解促進を進め、その活用を働きかけた。 ※ 全国都道府県・政令指定都市地域創造担当課長・市町村課長会議(4月)、地方財政連絡会議(全国9会場、5～7月)、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議(1月)、地域力創造推進会議(全国8会場、1～2月) 【経済産業省】首長セミナー(全17自治体から首長・副首長18名が参加、10月)、実務者セミナー(141名参加、1月)を実施した。	【内閣府、関係省庁】引き続き、首長への働きかけも含め、PFSの普及促進に資するセミナー等を開催する。 【総務省】引き続き、各種会議を活用して、PFSについての理解促進を進め、その活用を働きかける。	首長への働きかけは、その後の案件形成にもつながっていくのではないかとこの感触がある。
		▶ 首長のリーダーシップの下でPFSの導入を本格的・組織横断的に検討する地方公共団体に対して、複数回のセミナーや相談の実施など、継続的な支援を行う。(関係府省庁)	【内閣府、関係省庁】(再掲)首長セミナー(186名参加、11月)、実務者セミナー(2月)を実施した。 【経済産業省】(再掲)首長セミナー(全17自治体から首長・副首長18名が参加、10月)、実務者セミナー(141名参加、1月)を実施した。	【内閣府、関係省庁】引き続き、PFSの普及促進に資するセミナー等を開催する。	
		▶ PFSの活用経験のある行政実務専門家、民間実務者が中心となってPFSの普及促進を進める体制を検討する。(内閣府)	【内閣府】専門家派遣、セミナー等の機会により、国内の先導自治体や民間事業者のノウハウの共有を行った。	【内閣府】引き続き、専門家派遣、セミナー等の広報を実施する。	

番号	項目	記載	R5取組状況	R6取組予定	民間有識者からの意見
	ア PFS普及促進のための戦略的な予算確保	▶ 地方公共団体によるPFSの活用を支援する「アウトカムファンド」等の海外の取組を参考に、先導的な事業を中心にPFS推進交付金を拡充するなど、財政支援を実施する。(内閣府)	【内閣府】令和5年度、新たにPFS交付金の支援対象事業を4事業選定した。うち1団体は、新規性の高い環境分野における先導事業である。	【内閣府】令和6年度も引き続きPFS交付金を効果的に運用する。また、関係府省庁の成果志向、成果連動型の補助制度についてとりまとめて発信する。	他の省庁の交付金、補助金の中で、性質上PFS利用可能なものもあるはずであり、系統的に把握していないのなら、今後取りまどめてはどうか。
		▶ 関係府省庁が所管する地方公共団体等向けの補助金、交付金のうち、制度の性質上活用可能なものについては、PFS事業を優先的な対象とすることや、PFS推進交付金との併用の可否について検討する。(関係府省庁)	【内閣府】(再掲)令和5年度、新たにPFS交付金の支援対象事業を4事業選定した。	【内閣府】(再掲)令和6年度も引き続きPFS交付金を効果的に運用する。	
	カ PFS事業の実施を通じて得られた知見の活用	▶ 先導的な案件を始めとするPFS事業について、行財政効果を含む高い事業効果が期待できる場合は、関係府省庁における将来の政策立案や予算の検討に資するものとして、積極的に情報を共有する。(内閣府)	【内閣府】PFS交付金の対象のうち、1件の先導的な事業が開始されたところ、初年度の同事業の取組をまとめ、令和6年度の早期に公表する。また、同自治体の実務者について、内閣府主催のセミナーにて事例紹介を依頼したほか、同事例について環境省にも情報提供した。	【内閣府】引き続き、先導案件について積極的に情報提供する。	
3(2) 医療・健康・介護分野の取組事項	ア 分野別手引きの充実	▶ 共通のガイドラインを踏まえた上で、現行の医療・健康、介護分野の手引きについて充実させる。特に、新たに実施された事例からの知見も活用して標準的モデルを構築し、ロジックモデルや成果指標、支払条件、活用したエビデンスを示すほか、事業に携わった民間事業者や専門家の情報も取りまとめる。(厚生労働省、経済産業省)	【厚生労働省、経済産業省】共通のガイドラインの改訂内容を踏まえ、WTPの考え方を追記する他、より分かりやすい医療・健康、介護分野の手引きとなるように、2省で協力して改訂を行っている。令和5年度末までに改訂見込。	【厚生労働省、経済産業省】令和5年度までに改訂見込。	
	イ 支払額や評価の根拠となるエビデンス環境の整備	▶ 予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積するための事業を実施し、その結果を、地方公共団体等が利用しやすい形で公開する。(厚生労働省、経済産業省)	【厚生労働省】令和4年度に作成した保健事業の計画等に活用するための活用事例集のアップデートを実施している。 【経済産業省】令和4年度に公開したヘルスケア分野におけるPFS/SIB事業組成パックについて、更新を行った。	【厚生労働省】事例集のアップデートを行う。 【経済産業省】地域で活動する中間支援組織等への事業組成パックの周知や個別相談への丁寧な対応を通して、域内自治体への導入促進や広域的な事業組成等を支援する。	PFSの件数だけでなく、PFS事業後、成果を確認できた取組を通常委託に切り替えて継続している場合なども施策の成果として取り上げるとよい。 本来のPFSの目的として、パイロットで効果的な良い事業を探り、効果的なものを横展開するという点がある。効果的な事例の共有や制度化は将来のステップとなる。 PFSの裾野を広げるため、入門事業パッケージ、スタートアップキットの構築がアクションプラン策定の際も重要点となっていた。作成されたバックがどれほど使われているか把握し、有効に活用されたい。

番号	項目	記載	R5取組状況	R6取組予定	民間有識者からの意見
	ウ 事例構築を進めるための支援事業の実施	▶ 多様なPFSの活用例を蓄積し、その横展開を進めるため、これまでPFSの活用による課題解決の実績がないものを中心に、地方公共団体を対象とする案件形成支援事業を始めた支援を実施する。(厚生労働省、経済産業省)	【厚生労働省】PFSに関心のある地方公共団体や民間事業者からの相談に対し必要な助言等を行っている。 【経済産業省】個別相談窓口を設置し、自治体から4件、民間事業者から17件の相談21件の相談を受け付け、相談支援を行った。	【厚生労働省】引き続きPFSに関心のある地方公共団体や民間事業者からの相談に対し必要な助言等を行う。 【経済産業省】引き続き相談窓口を設置し、自治体や事業者が案件組成を行う際の相談支援を実施する。	
		▶ 関係省庁の支援を受けたPFS事業については、事業の成果の検証を行い、それにより、医療・健康、介護分野におけるPFSの普及促進に当たって改善が必要な制度や課題等を把握できた場合は、その対策を具体的に検討する。(厚生労働省、経済産業省)	【厚生労働省、経済産業省】過去に案件形成支援を行った事業の検証を踏まえ、令和3年9月に、課題や工夫のポイント等をまとめて公表した。医療・健康及び介護分野の手引きについて、自治体に対し、周知を行った。 【経済産業省】平成30年度に個別案件形成支援を行った、大牟田市の「要支援・要介護者自立支援・重度化防止業務」について総括レポートを公開し、その中で得られた示唆と課題について検討を行った。	【厚生労働省、経済産業省】医療・健康及び介護分野の手引きについて、引き続き周知を行う。また、相談窓口を設置する中で課題が把握できた場合は、その対策を具体的に検討する。	
	エ PFSの普及啓発	▶ セミナー等の実施、各種会議の場における情報提供等により、地方公共団体と民間事業者等に対してPFSの活用を働き掛ける。(厚生労働省、経済産業省)	【厚生労働省、経済産業省】地方公共団体や民間事業者等に対してPFSの活用を働きかけるため、内閣府の主催により、令和6年2月にオンラインでセミナーを開催した。令和6年度も引き続き、情報提供や普及啓発を進める。 【経済産業省】首長セミナー(全17自治体から首長・副首長18名が参加、10月)、実務者セミナー(141名参加、1月)を実施した。	【厚生労働省、経済産業省】次年度も自治体や、特に民側である事業者を対象としたセミナーを開催予定。	
	オ 交付金や補助金	▶ 国民健康保険の保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)において、特定健診等の分野を含め保険者から民間事業者に委託してPFS事業を実施する場合についても交付対象とする。(厚生労働省)	【厚生労働省】令和2年度以降、国民健康保険の保険者努力支援交付金においてPFS事業を実施する場合の事業実施経費も交付対象としており、令和5年度も継続して交付対象とした。	【厚生労働省】令和6年度も継続して交付対象とする予定。	
		▶ 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて交付金を交付する。(厚生労働省)	【厚生労働省】評価指標(市町村分)に、「PFS(成果連動型民間委託契約方式)による委託事業数」(配点12点/800満点)を位置付け、評価を行った。	【厚生労働省】令和6年度の保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る予算案については、300億円を計上した。引き続き、評価指標においてPFSに関する達成状況を位置付ける予定。	
		▶ 健康保険組合において、データヘルスの取組を一層効果的・効率的に実施し、保険者機能を強化するため、PFS事業のモデル構築のための費用を補助する。(厚生労働省)	【厚生労働省】公募による補助事業として、8つの事業を新規採択し健康保険組合に対する費用補助を実施した。	【厚生労働省】令和4年度および令和5年度に複数年度事業として採択した事業に対する費用補助の実施。なお、令和6年度の新規事業の採択は実施しない予定。	
		▶ 地域支援事業交付金を活用したPFS事業の事例について、引き続き機会を捉えて周知する。(厚生労働省)	【厚生労働省】内閣府HP(PFS事業に活用可能な支援制度等について)や全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議により周知した。(令和5年度予算額:1,933億円)	【厚生労働省】引き続き内閣府HP(PFS事業に活用可能な支援制度等について)や全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議により周知していく予定。(令和6年度予算案額:1,804億円)	

番号	項目	記載	R5取組状況	R6取組予定	民間有識者からの意見
3 (3) 再犯防止分野の取組事項	ア 分野別手引きの整備	<p>➤ 再犯防止分野の手引きについて、国内のモデル事業の結果等を踏まえて充実させる。 (法務省)</p>	<p>【法務省】 法務省において実施しているPFSを活用した再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業（以下「法務省PFS事業」という。）及びSIBを活用した非行少年に対する学習支援事業（以下「法務省SIB事業」という。）を素材として、再犯防止分野におけるPFS事業の導入・実施のプロセスを解説する地方公共団体向けの手引き（以下「手引き」という。）を作成し、都道府県及び指定都市の担当者に送付した。また、手引きを法務省ホームページ上で公表するとともに、地方公共団体の職員が出席する協議会において、その内容を周知した。</p>	<p>【法務省】 令和3年度から令和5年度まで実施した法務省SIB事業の取組状況や成果を検証し、必要に応じて、手引きの改定などを行う。また、同検証の結果を踏まえ、再犯防止分野におけるPFS/SIBの有効性や課題、活用可能性を整理する。</p>	
	イ 支払額や評価の根拠となるエビデンス環境の整備	<p>➤ 地方公共団体が、成果指標の改善状況に連動した支払額等を検討するに当たっての参考となるよう、成果指標が改善した場合に期待される政策効果（インパクト）について、参考となる情報を集約して、地方公共団体や民間事業者に提供する。 (法務省)</p>	<p>【法務省】 成果指標の設定に資するよう、第二次再犯防止推進計画に示された再犯の防止等に関する施策の指標に関するデータを集約し、地方公共団体に提供した。また、インパクトの設定に資するよう、手引きの中に、法務省で実施した二つの事業のロジックモデルやインパクトの設定の考え方を盛り込み、地方公共団体へ情報提供した。</p>	<p>【法務省】 引き続き、第二次再犯防止推進計画に示された再犯の防止等に関する施策の指標に関するデータを集約し、地方公共団体に提供するとともに、地方公共団体からインパクト等の設定について相談があった場合、適切に支援する。</p>	
	ウ モデル事業の適切な実施と結果の検証	<p>➤ 令和3年度から開始したモデル事業（SIBによる非行少年への学習支援事業）について、適切な実施を継続する。 (法務省)</p>	<p>【法務省】 法務省SIB事業を適切に実施し、当初の計画のとおり令和6年2月に事業を終了した。</p>	<p>【法務省】 左記のとおり。</p>	
		<p>➤ モデル事業の結果について検証を行い、再犯防止分野におけるPFSの有効性、課題、活用可能性等について整理し、新たなモデル事業の実施を検討する際に活用する。 (法務省)</p>	<p>【法務省】 令和6年度以降の法務省SIB事業の結果の検証に向け、データの収集や検証方法の検討を行った。</p>	<p>【法務省】 法務省SIB事業の取組状況や成果の検証を踏まえ、翌年度以降のSIB事業の在り方について検討する。また、広報・啓発活動に係る法務省PFS事業は、引き続き実施する。</p>	<p>本年度のSIB事業終了を踏まえ、今後、どのように法務省として展開していくのが気になる。</p> <p>再犯防止事業は、国として進めていく必要があるところ、都道府県等への促進に加え、直接の所管事業としてPFSの取組を進めていくべきである。</p>

番号	項目	記載	R5取組状況	R6取組予定	民間有識者からの意見
	エ PFSの普及啓発	▶ 地方公共団体に対して、再犯防止分野におけるPFS事業実施のための手引きやモデル事業の実施結果等について、各種会議等の場で情報提供を行い、PFSの活用を働き掛ける。(法務省)	【法務省】 地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会として、全国会議(7月)及びブロック協議会(10月~1月、全6回)を開催し、再犯防止分野におけるPFS/SIBに説明するとともに、手引きについて情報提供を行った。	【法務省】 引き続き、各種協議会における情報提供を行う。	
	オ 地方公共団体が実施する再犯防止施策におけるPFSの活用促進	▶ 地方公共団体が実施する再犯防止策について、PFSの活用を促進し、その導入を支援する。(法務省)	【法務省】 法務省による都道府県を対象とした地域再犯防止推進交付金の実施要領において、事業の委託に当たり、PFSの活用を検討するよう記載した。	【法務省】 引き続き、地域再犯防止推進交付金におけるPFSの活用を促進する。また、導入を検討している地方公共団体に対して、個別のニーズを把握し、適切に支援する。	
3(4)多様な主体・分野への展開		▶ 毎年度、新たなPFS事業の事例構築を行うためのアジェンダとなる社会課題を設定し、当該課題に関する社会的便益について調査を行う。(内閣府、関係省庁)	【内閣府】 医療健康、介護のほか、女性活躍、就労支援、教育について調査し、アウトカムリストとして取りまとめた。	【内閣府】 改訂版ガイドラインに基づき、個別の事例構築において、多様な効果を経済価値換算する検討を後押しする。	個別事例、アジェンダの設定は重要で、個々の課題に指標設定してPFS事業を実施するのはよいが、現実として、様々な課題が複雑に結びついている。課題の全体構造を見た上で、PFS以外の、民間インパクト投資等の多様な資金を投入しながら、全体の構造の改革につなげていくことが重要。
		▶ 同時に、モデル的に事業の実施を検討する地方公共団体を募集し、案件形成の支援を実施するとともに、その検討過程で得られた知見を蓄積して公表する。(内閣府)	【内閣府】 (再掲) 女性活躍PFS事業を検討する1団体の案件形成支援を実施した。年度中に報告書を作成し、令和6年度早期に公表する予定である。	【内閣府】 より本質的、本格的なPFSのモデル事業形成のため、複数年度の案件形成支援事業を実施する。	
		▶ 大学等の研究機関からの提案を契機とする事業案件組成を支援する。(内閣府)	【内閣府】 大学等の研究機関への出前講義3件、大学院生の研究協力2件を行ったが、事業主体となる地方公共団体等が出てこず、。具体的な事業案件の形成については現時点では結びついていない。	【内閣府】 引き続き、大学等の研究機関に向けた広報、協力を実施する。	
		▶ 具体的な成果指標を示すことができるPFSの特長を生かし、個人や企業・団体からの寄附金や、クラウドファンディングの活用など、多様な人が資金提供者として関わる地方公共団体等の事業について、SIBの積極的な活用を促す。(関係府省庁)	【内閣府】 多様な支払者が入るPFSの考え方について、改訂版の共通のガイドラインに記載した。	【内閣府】 ふるさと寄付等の多様な財源を活用した事業の好事例を発信する。	
		▶ 従来の官民委託によるPFS事業に加え、社会課題の解決につながる民間の取組の可能性を検討する。(内閣府、関係省庁)	【内閣府】 民間が主体となる成果連動型事業について、複数の民間事業者にヒアリングを実施し、課題を取りまとめている(令和6年度早期に公表)。	【内閣府】 インパクトコンソーシアム等の産官学金等連携の場において、成果連動型事業の知見を共有するとともに、課題解決と収益を両立させる社会システム構築という文脈の中で、成果連動型事業を普及させる。	PFSの知見を他の施策にも展開することが有効であり、インパクトコンソーシアムでの発信を期待。 インパクトコンソーシアムとの連携は活用されたい。指標を扱う分科会があり、PFSの知見のインプットは、関係者にとって得るものがある。